

規程改正の概要説明

部課名 土木建築部技術・建設業課

1 件名

建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程の一部を改正する告示

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 近年の急激な資材価格の高騰等に対応するため、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号。以下「告示」という。）に定める県発注の建設工事に対する業種別の等級格付区分における発注対象工事1件の金額を改める必要がある。
- (2) 電子入札システムの利用の周知に関する業務の効率化及び当該システムを利用する県民（事業者）の利便性の向上を図るため、電子入札システム利用案内通知書に印字していた電子入札登録番号等を入札参加適格合格通知書に併記する改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県発注の建設工事に対する業種別の等級格付区分における発注対象工事1件の金額を改める。（別表第2関係）
- (2) 入札参加適格合格通知書の様式を改める。（第2号様式）
- (3) この告示は、令和8年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の11
- (2) 沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第120条及び第133条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) その他参考となる資料